

こども計画の改定（中間見直し）について

令和7年3月に策定した高槻市こども計画（以下、「計画」という。）について、こども基本法に基づくこども等の意見の反映に取り組み、計画期間内で計画改定（中間見直し）を実施する。

1 これまでの経過

令和5年に施行されたこども基本法では、市町村こども計画の策定にあたり、国が策定したこども大綱及び都道府県が策定する計画を踏まえることとされている中、大阪府子ども計画が令和7年3月に策定されたところである。

一方で、本市はこども基本法施行以前から、他の行政計画に基づくこども施策を広く実施してきたところであり、一元化してその施策の市民周知を図ることも踏まえ、まず始めに、こども大綱に掲げられている「こども施策に関する重要事項」のうち、現在、本市が実施し、計画期間においても引き続き取り組む内容を取りまとめた基本形として、令和7年3月に計画を策定したところである。今後は、次のとおり大阪府子ども計画の内容確認やこどもの意見聴取等を経ながら、計画期間内で計画改定（中間見直し）を実施する。

2 スケジュール（予定）

令和7年	4月以降	：	大阪府子ども計画の内容確認
	7月	：	こども基本法に基づくこども等の意見聴取 （以下、「意見聴取」という。）の方法や内容の決定
	8月～9月頃	：	意見聴取の実施
	秋～冬	：	意見聴取結果の集計、分析等
令和8年度		：	計画の改定（意見の反映等）作業の実施
令和8年度末		：	改定計画の公表

3 意見聴取について（案）

（1）対象及び方法について

- ① 計画改定に向け、統計的に現状を把握するため、小学5年生と中学2年生及びその保護者（市内全数抽出 約3,000人ずつ）並びに高校生相当年齢以上39歳までの市民（無作為抽出 3,000人）を対象としたWeb アンケート調査を実施する。
- ② 上記以外の方の意見表明の機会を設けるため、同時期にインターネットのフォームによる意見募集を実施する。対象年齢は、自分の意見を伝えることができ、タブレットなどパーソナルコンピュータやスマートフォンを使用する環境にある「小学生からポスト青年期まで」及び「こどもの保護者」を想定。

- ③ さらに、「子育て総合支援センター」「不登校児童生徒支援室」「青少年センター」など、こどもが集う場所2，3か所で現場調査を実施する。

(2) 意見聴取する内容について

統計的に現状を把握するための Web アンケート調査については、国のこども大綱及びこどもまんなか実行計画で示されている調査項目を参考に、こどもやその保護者が現在どのようなことを考えて生活しているのかを把握することに加え、市の取組に対する自由意見入力欄も設ける。(下記の例及び別紙1参照)

インターネットのフォームによる意見募集については、市の取組に関するカテゴリーから一つ選んだうえでの自由意見入力を想定している。(別紙2参照)

また、こどもが集う場所での現場調査については、業務委託事業者と連携し「模造紙等にシールを貼ることにより、設問の解答を得る方法」「口頭で、相手の表情を見ながら聞き取りを行う方法」「ワークショップ形式でテーマについて話し合う方法」などから手法を選択し、意見を求めるスタイルを想定している。

【例：小学5年生と中学2年生への調査イメージ】

・ 自分のことについて（自己肯定感の確認など）

- 「性別などの基本情報」「将来について」「今、しあわせか」「今の自分が好きか」
- 「困ったことや悩んでいること、つらいことや不安になることがあったときについて」
- 「ありのままでいることができているか」

・ 普段の生活について

- 「遊びや体験活動の機会や場について」「読書や食について」「安心できる場所について」
- 「高槻市にあったらいいと思うこと」 など

・ その他

- 「児童の権利に関する条約に関すること（権利主体についてなど）」
- 「ヤングケアラーについて」「インターネット等について」 など